

2017年9月6日
独立行政法人日本貿易振興機構
副理事長 赤星 康

「オリンピック・パラリンピック基本方針推進調査」に係る
「日本の魅力発信イベント構想立案・調査」 公募要領

日本貿易振興機構（以下、ジェトロ）は、「オリンピック・パラリンピック基本方針推進調査」（内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局委託事業）を実施しています。この度、その一環として、2020年に向けて日本の魅力を発信するためのイベント構想の立案・調査を実施することとし、業務委託先を公募します。

I. 概要

1. 業務内容

- ① これまで実施してきた「オリンピック・パラリンピック基本方針推進調査」の試行プロジェクトや beyond2020 プログラム（※）の動向を踏まえ、有識者の知見をもとに、2020年に向けて日本の魅力を発信するためのイベント構想（コンセプト、イベントの内容、イベントの実施場所等）を立案します。
- ② 東京都（5カ所程度）及び主要地方都市等（5カ所程度）で2020年に向けて文化の情報発信拠点となりうる場所を、課題を含め調査・選定します。

（※） beyond2020 プログラム

日本政府が推進する、2020年以降を見据え、我が国の地域性豊かで多様性に富んだ文化を活かし、成熟社会にふさわしい次世代に誇れるレガシーの創出に資する文化プログラムを認証する取組。

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tokyo2020_suishin_honbu/beyond2020/about/

2. 背景（オリンピック・パラリンピック基本方針推進調査）

- ① 政府は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、オリパラ大会）の成功に向け、2015年11月にオリパラ大会関連施策の立案と実行に関する「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針（以下、オリパラ基本方針）」を閣議決定しました。本方

針は、大会の円滑な準備と運営はもとより、大会を契機とした様々な取組みを通じて、オールジャパンでの日本の魅力発信、外国人旅行者の訪日促進等を行い、被災地復興の後押しや地方活性化につなげようというものです。

- ② 「オリンピック・パラリンピック基本方針推進調査」は、オリパラ基本方針推進にあたっての重点分野である「文化を通じた盛り上げ」にかかる試行プロジェクトを実施し、その効果・改善点を調査・分析しているものです。
- ③ ジェトロは、「オリンピック・パラリンピック基本方針推進調査」を実施するにあたり、昨年度 32 件、本年度は 21 件の試行プロジェクトを採択しています。この度、これまで実施してきた試行プロジェクト等を踏まえ、「文化を通じた盛り上げ」の更なる展開に資するため、2020 年に向けて日本の魅力を発信するためのイベント構想の立案・調査を、新たな試行プロジェクトとして実施します（従前の、イベント実施を通じた調査とは異なります）。

3. 日本の魅力を発信するためのイベント構想の提案募集

本事業は、公募により広く企画の提出を求める「企画競争」として提案を募集するものです。所定の選定手続きを経て、対象の提案を選定した後、提案者（提案者の中に複数の構成者が含まれる場合は、提案者の代表法人）と委託契約を締結し、国による調査として実施することとします。

II. 公募詳細

1. 応募主体

以下のいずれにも該当するものとします。

- 法人格を有する者（一般社団法人、一般財団法人、株式会社等）
- 過去に同種又は類似の企画立案・調査業務を実施した経験がある者

2. 提案内容

(1) 2020 年に向けた構想の立案

① 下記の条件を満たすイベントの具体的な構想（複数提案すること）

- ・ 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた日本文化の魅力発信を目的としたもの
- ・ 概ね 1 万人以上が参加するイベントとする

② ①のイベント実施の際に想定される課題の整理（法規制等）

③ ①のイベントの実施にふさわしい場所の選定

・場所については、（２）で選定する場所を候補地として検討すること。

④ 上記①②③について、（２）の調査結果をもとに、最大 10 名程度の文化有識者へのヒアリングなどを行い、意見を聴取し、構想のコンセプトとともに取りまとめることとします。

(2)文化の情報発信拠点となりうる場所の選定

2020 年に向けて日本の魅力を発信するための拠点となりうる場所を、それぞれの場所について以下の事項の調査を通じ、東京都（5カ所程度）及び主要地方都市等（5カ所程度）を選定。

①過去のイベント実施実績

②2020 年までのイベント実施予定

③イベント実施に当たって留意すべき規制

④イベント実施者・参加者（訪日外国人含む）、ソーシャルメディア等からの評価

3. 実施期間

契約締結日から実績報告書の作成も含めて、2018 年 2 月 15 日（木）までに完了する範囲とします。なお、本業務に計上できる経費は、契約締結日以降に発注し、契約終了日までに支出が発生するものが対象です。

4. 委託金額

本業務に計上できる経費のうち、3,000 万円（税込）を上限とします。

・委託費については、「V.2.委託費の内容」をご参照ください。

5. 採択件数

1 件程度

留意事項

●実際の調査を行う際は、イベント開催場所及び有識者の選定、意見の聴取方法等について、内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局および

ジェットロと相談の上、進めることとします。

- 実施主体は業務終了後1カ月以内にジェットロに対して、実施経費に係る帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分した形で会計報告を行う必要があります。また、成果等を取りまとめた実績報告書を提出いただきます。その他「Ⅲ.1. ⑤応募条件・同意書」の記載内容をご確認ください。
- 2017年度末までに本事業を確実に完了するために、実施主体には契約書に定める所定期日（業務の実施、報告書の提出）の厳守が求められます。それらが守られない場合、委託費の支払いができなくなる可能性があります。
- 他の補助金、助成金と併用する経費については、応募の対象外となります。
- 複数の実施主体による連携提案も対象となります。ただし、応募は提案を主催する代表法人から行ってください。

Ⅲ. 応募手続

1. 提出書類

次に示す提出書類（別紙様式）に必要事項を記入後、一本の電子ファイル（zip等の圧縮を施した上でひとまとまりにしてください）を以下の提出先にご送信ください。ファイルの最大データサイズは3MBです。提出書類に不備があると申請が受理されませんのでご注意ください。

提出書類（別紙）

- ①公募申請書（Ⅰ）
- ②公募提案書（Ⅱ）
- ③申請法人調書+添付書類（法人の定款・規約・会則、財務諸表等）（Ⅲ）
- ④予算計画書（Ⅳ）
- ⑤応募条件・同意書（Ⅴ）

<提出先> 日本貿易振興機構サービス産業部 オリンピック・パラリンピック推進課

Email : sib@jetro.go.jp

申請書はすべてを1セットで送信し、データ量は3MB以内に収めてください。

<お問い合わせ先> TEL (03) 3582-5313

留意事項

- 応募書類のメール受付後、ジェット口から追って受領確認の連絡をメールでいたします。受領確認の連絡がない場合は書類が受領できていない可能性がありますので、上記連絡先までお問い合わせください。
- 応募書類の差し替えは受け付けません。記載内容を十分ご確認のうえご送信ください。
- 提出された応募書類は本業務委託の採択に関する審査及び成果の調査・分析以外の目的には使用しません。また、応募書類は返却しません。

2. 応募締切

2017年9月25日（月）17：00（必着）

IV. 審査・選定スケジュール（予定）

（1）公募開始 2017年9月6日（水）

（2）公募説明会（任意参加、事前申込要）

2017年9月14日（木）15：00－16：00 （於：ジェット口本部9階会議室）

※以下ウェブサイトよりお申込みください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/sib/setsumei3>

（3）応募締切 2017年9月25日（月）17：00

（4）書類・ヒアリング審査 2017年10月上旬

（5）採択結果通知 2017年10月上中旬

（6）契約手続 2017年10月中下旬

3. 審査基準

（1）本公募の目的との整合性

オリパラ大会の開催に向けた機運醸成につながる、優れた日本文化の普及・発信に寄与する提案内容（イベントの概要案）であるか。

（2）提案内容

提案内容（イベントの概要案）が具体的（誰が、どこで、何を、どのような規模等で）かつ魅力的な内容であるか。

（3）期待される効果

①日本文化の国内外での普及・魅力発信の促進につながる課題抽出が具体的に行われる

内容となっているか。

②委託業務によって得られる効果が申請金額に見合っているか。

(4) 業務遂行能力

①財務・事務管理能力、その他委託業務を実施するための体制が組まれているか。

②本委託業務を円滑に実施するための強み（実績、ノウハウ、有識者等の人的ネットワーク等）が具体的に記載されているか。

※有識者の提案は、本人の内諾を得た上で記載すること。

V. 契約手続

1. 委託契約の締結・委託費の支払い

- ・ 採択後に事業企画書及びそれに基づく適正額を精査の上、ジェット口と事業実施に係る委託契約を締結します（契約締結に向けた調整の結果、提案金額と委託契約金額が一致しない場合もあります）。
- ・ 委託費は、委託契約に係る契約書に定められた用途以外に使用できません。
- ・ 委託費の支払いは業務完了後の精算払いとなります。 実際の経費請求時には、内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局が定める「委託事業事務処理マニュアル」に基づき、証憑を提出することが必要です。証憑の不十分な経費についてはお支払いできません。
- ・ 契約書に記載のない経費項目については、事前にジェット口に書面により申し出、ジェット口が承認する限りにおいて精算が可能です。
- ・ 採択者が課税事業者である場合は、契約時に以下の書類を提出してください。
 - ①「課税事業者届出書」(写)又は「課税事業者選択届出書」(写)
 - ②納税証明書(その1：納付すべき税額、納付した税額及び未納税額等の証明／税目：消費税及び地方消費税、年度及び区分：直近1年度分)、又は、課税期間分の消費税及び地方消費税の申告書(写)等課税事業者であることを証明する書類

2. 委託費の内容

(1)基本的な考え方

委託費は、本来、国が行うべき事務・事業等をその執行の適宜性、効率性等に鑑みて、他の機関又は特定の者（本委託事業では業務実施主体）に委託して行う場合に、その反対給付として支出する経費のことを言います。本委託事業における委託費とは、「オリンピッ

ク・パラリンピック基本方針推進調査」という国の事業を、委託契約に基づいて受託し、実施したことに対する対価として業務実施主体に対して支払われるものを指します。したがって、本業務を実施したことによる利益の計上は認められません。

(2)本業務において計上可能な経費区分

区分	経費区分	内容
人件費	人件費	本業務に直接従事する者の作業時間に対する人件費
事業費	旅費	本業務を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費
	会議費	本業務を行うために必要な会議、講演会、シンポジウム等に要する経費（茶菓料（ただし、飲食に係る経費は対象外）等）
	謝金	本業務を行うために必要な謝金（会議・講演会・シンポジウム等に出席した外部専門家等の知見等に対する対価、講演・原稿の執筆・研究協力等に対する対価）
	借料及び損料	本業務を行うために必要な会場借料、機械器具等のリース・レンタルに要する経費
	消耗品費	本業務を行うために必要な物品であって備品費に属さないもの（ただし、本業務のみで使用されることが確認できるもの）の購入に要する経費
	外注費※	受託者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者を外注するための経費（請負契約）
	印刷製本費	本業務で使用する冊子等の印刷製本に関する経費
	補助員人件費	本業務を実施するために必要な補助員（アルバイト等）に係る経費
	その他諸経費	本業務を実施するために必要な経費のうち、本業務のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの 例) －通信運搬費（郵便料、運送代等） －翻訳通訳、速記費用
	再委託費	発注者との取り決めにおいて、受託者が本業務の一部を他者に行わせるために必要な経費（委任契約）
一般管理費	一般管理費	本業務を行うために必要な経費であって、本業務に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づき一定割合（人件費＋事業費の10%以内）の支払いを認められた間接経費

※外注費は、原則として委託費総額の5割未満とします。

経費支出上の注意

上記のうち、特に注意が必要なものは以下のとおりです。

① 人件費

- ・ 地方公共団体及び関連機関、政府関連機関など公的機関の場合、計上できません。

- ・ 無報酬の役職員、所属員は原則として計上できません。
- ・ 人件費の支出は、内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局が定める「委託事業事務処理マニュアル」に基づく必要があります（マニュアルは採択後に配布します）。

② 謝金

- ・ 本業務実施主体内部の有識者への支出は認められません。

③ 機器等

- ・ 本業務において使用する機器等（20万円未満のものも含む）は、業務期間内でリース又はレンタルすることは認めますが、購入は認められません。

④ 消費税

- ・ 委託契約締結の際に課税事業者、非課税事業者のどちらかに該当するかを確認します。

(3) 本業務に計上できない経費

- ・ 国等により、別途、補助金、委託費等が支給されている経費（他事業と重複補助にならないよう、負担区分が明確になるよう留意ください。）
- ・ 備品費（1年以上継続して使用できるもの）
- ・ 交際費・接待費
- ・ 手土産代
- ・ レセプション・パーティに係る経費
- ・ 打ち上げ費
- ・ 飲食に係る経費（ただし会議の際提供するお茶代は可）
- ・ 施設整備費
- ・ 航空・列車・船舶運賃の特別料金（ファーストクラス料金、グリーン料金等）
- ・ 事務所維持費（生活雑貨、医薬品、光熱水費、電話代等を含む）
- ・ プロジェクト内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- ・ 建物等施設に関する経費
- ・ 賃借物件等の保証金、敷金、仲介手数料
- ・ 借入金などの支払利息及び遅延損害金
- ・ 新聞代等の消耗品代、団体等の会費
- ・ 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
- ・ 公租公課
- ・ 資産となるもの（税込20万円以上）
- ・ 資産とならないものであっても、次年度以降引き続き使用可能なもの
 - カメラ、パソコン、音響機器などの電器機器類
 - 机、椅子、キャビネットなどの事務用品
 - コンピュータソフトウェア（市販されているもの）
- ・ 情報機器等のセットアップ、保守、管理に関する費用
- ・ サーバ証明書、ドメイン購入等に要する費用
- ・ モニター及びアンケート謝金（商品、金券も不可）
- ・ 本業務実施中に発生した事故、災害の処理のための経費（ただし、本業務実施主体に帰責性のない事由に生じたキャンセル料等は直接経費として計上できる場合がありますの

で、ご相談ください)

- ・ その他本業務に関係のない経費

VI. お問い合わせ先

本公募要領に関する問い合わせは、電子メールでご送信ください。問い合わせの締切は、2017年9月20日(水) 17:00 必着とします。

お問い合わせ先	日本貿易振興機構 サービス産業部 オリンピック・パラリンピック推進課 〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 TEL : 03-3582-5313 FAX : 03-5572-7044 Email : sib@jetro.go.jp
----------------	---

<個人情報の取り扱いについて>

本公募申請に関する個人情報は、ジェトロと内閣官房が共同で利用します。本公募申請に関する個人情報は、「オリンピック・パラリンピック基本方針推進調査」の運営支援・調査業務の遂行のみに利用し、それ以外の目的に利用することはありません。